

## 基本方針の概要

【策定の根拠】 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条（地方公共団体の責務）

【策定の時期】 平成15年（2003年）3月

【基本方針の構成】

### 第1章 基本的な考え方

- ・ 基本的人権の尊重は、人類共通の普遍的理念
- ・ あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進し、道民が互いの個性や人格を尊重しながら、ともに生きる社会を実現

### 第2章 重要課題への対応 ～ 8つの課題

- 1 女性    2 子ども    3 高齢者    4 障害者    5 アイヌの人々    6 外国人    7 HIV感染者等
- 8 その他の人権をめぐる問題
- ・ 同和問題    ・ 犯罪被害者の人権    ・ 刑を終えて出所した人の人権
  - ・ 性的マイノリティ    ・ 知る権利とプライバシーの保護    他

### 第3章 人権施策の推進

- ・ 人権教育・啓発の推進    ・ 推進体制の整備

## 人権施策を取り巻く環境・社会情勢の変化

- 方針策定後16年が経過
- 人権課題に関するさまざまな法律の整備
  - ・ 子どもの貧困対策推進法（H26）
  - ・ 障害者差別解消法（H28）
  - ・ 再犯防止等推進法（H28）
  - ・ アイヌ新法（R1）    等
- 社会情勢
  - ・ 外国人が住みやすい地域づくりや性的マイノリティへの支援についての関心の高まり

## 基本方針の点検の実施

- 法整備や社会情勢の変化を踏まえ、各部の施策について現状や課題、展開方向等を確認
- 今後の人権教育・啓発の進め方についての確認
- 点検作業は、北海道人権施策推進本部幹事会（課長級で構成）を活用して進める
  - ・ 9月上旬    幹事会を開催し、各部課等へ点検作業を依頼
  - ・ 10月末    各部課から点検結果の報告
  - ・ 12月末    結果の取りまとめ・分析